■Article（vol.29）■……

日税研通信ゼミ―税研レポート研修制度―新しい研修形態（受講時間３時間認定）がスタート！

日税研専務理事　坂田純一

……

１　新たな研修形態－通信研修制度－

メルマガ22号（平成20年10月）で財団法人日本税務研究センター（以下「日税研」という）の喫緊の重要課題としてご報告したごとく、その後、日税連研修部との断続的協議を重ねた結果、本年4月より『日税研通信ゼミ―税研レポート研修制度』（以下「税研レポート研修制度」という）―が、日本税理士共済会の支援を受け始まりました。

「税研レポート研修制度」とは、「日税研」が発行している機関誌『税研（奇数月発行）』、『税務事例研究（奇数月発行）』及び『日税研論集（随時発行）』を利用し、それらを読んだあと、その内容に関して研究したレポートを日税研に提出してもらいます。提出されたレポートは、税研レポート研修制度認定審査委員会（以下「審査委員会」という）の審査の結果、研修受講可と認められた場合、研修受講時間として3時間が認定されます。

すなわち、「税研レポート研修制度」は、税理士の専門家としての資質の維持・向上を図ることを目的とする税理士法第39条の2の「研修の受講努力義務規定」の創設を受けて、これまで実施されてきている日税連や各税理士会（支部を含む）の受講型講座研修とは異なり、本来あるべき自己研鑽方式を推奨するとともに税理士会の研修制度を多様化させ会員の利便性の向上に資する枠組みとして取り入れられたものであり、新しい研修形態（システム）と呼べるものとなっています。

もともと、日税研が主催し（税理士会と共催）実施している「日税研実務ゼミ」や「日税研理論ゼミ」は、税理士会が行う研修と同じように受講型講座研修として位置づけられており、税理士の「受講すべき研修」の一つと認められていました。

今般、新たな研修形態となる「税研レポート研修制度」は、日税連が定める「税理士会『研修細則』に関する運用指針（日税連研修部）」において、「日税研が主催する研修には、日税研実務ゼミのほかに、日税研通信ゼミに基づく―税研レポート研修制度－を含む。」として、新たに容認（平成20年11月19日改正追記）されたものです。

２　対象者と審査料

「税研レポート研修制度」は、日税研の賛助会員に限定されず税理士会の税理

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

士であるすべての会員が受講できます。ただし、日税研ではこの研修制度を「日税研実務ゼミ」や「日税研理論ゼミ」と同様に有料研修事業の一環と捉えていますので、提出していただく1レポートにつき1,500円の審査料が必要となります。また、この審査料は、「研修受講時間認定申請書」と同時に日税研指定の口座にお振込みいただくこととなります。

日税研の賛助会員（年間１万５千円が賛助会費必要）となっている税理士の場合には、賛助会員の特典としての機関誌『税研』、『税務事例研究』の無料配布に加え、この審査料が無料となる特典も付与されます。

なお、賛助会員以外の税理士で予め審査料を負担した場合、自己の都合により申請を取下げた場合や「審査委員会」で研修受講が不可とされた場合、振り込まれた審査料は返金されません。

３　認定される受講時間と上限

提出されたレポートについて、「審査委員会」が研修受講時間認定が相当と認めた場合、１レポートあたり３時間としての研修受講時間が認定されます。

ただし、同一人がこの制度を利用して受講できる時間は、一事業年度（毎年 4 月１日～翌年 3 月 31 日）当たり 18 時間（6 レポート分）を限度となります。したがって、残り（研修受講義務３６時間の場合）の 18 時間については、これまで通り各税理士会や日税連などが実施する受講型研修を受けなければなりません。

４　レポートの概要

レポートは、税務、会計、法律、経済、経営等、税理士の業務に関連する内容で、

①　レポート提出事業年度及び前 2 年以内に発行された『税研』
②　レポート提出事業年度及び前 2 年以内に発行された『税務事例研究』
③　発行されたすべての『日税研論集』

に記載された記事・論文などのテーマを参考にして、各自がテーマを自由に設定して書いていただくこととなります。

レポートの様式は自由（ワープロ書き・手書きを問わない）ですが、縦Ａ４用紙の横書きで、文字数については 1,000字以上 2,000 字以内とする字数制限がありますし、同一内容の複数回提出は認められません。ただし、申請したレポートを本人の意思で取下げた場合や「審査委員会」の審査により不可とされた場合、改めて訂正などを施し再提出されたレポートは審査対象となります。

なお、形式基準（縦 A4 用紙の横書きで、文字数については 1,000 字以上 2,000 字以内）を満たしていない者や「審査委員会」の審査により研修受講が不可とされた者に対しては、提出されたレポートが返却（郵送）されます。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

５　レポートの提出方法

レポートを書き終えたら、所定の「研修受講時間認定申請書」（日税研ＨＰ参照）に必要事項を記入し、日税研へ郵送（将来的には電子的方法で申請が可能となるように検討しています）していただくこととなります。

６　結果の通知

「審査委員会」の審査で研修受講時間認定が相当と判断された者に対しては、「審査委員会委員長（学識経験者が就任）」からレポート提出月の翌々月10日までに「研修受講時間認定書」を交付させていただきます。

また、日税研は、「研修受講時間認定書」を交付した者について、「日税研通信ゼミ研修受講時間認定報告書」を作成して、レポート提出月の翌々月10日までに当該受講者の所属する税理士会に通知しますので、レポート提出者（研修受講時間認定が相当と判断された者）は、自ら所属税理士会に研修受講時間を報告する必要はありません。

７　ご注意

この研修制度の普及啓蒙に関するPRは、日税研の書籍やHP上の案内はもとより、支援会員となっていただいている税理士会の支部を通じて行う予定でおります。

以上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。